

## 第7節 避難対策の実施

第1項	避難準備情報、避難勧告・指示 並びに伝達	<input type="checkbox"/> 総括班	<input type="checkbox"/> 消防班
第2項	避難誘導及び移送	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 消防班
第3項	避難所の開設	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 教育班	<input type="checkbox"/> 福祉班
第4項	避難行動要支援者等を考慮した 避難対策	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 福祉班

### 【基本方針】

東日本大震災をはじめ近年の災害態様は突発的であり、さらに想像を超える規模で広域にわたる複合災害となる傾向が強くなりつつある。

市はこのような災害から住民を守るため、平常時から災害に備えながら、迅速かつ円滑に避難活動が行える体制整備に努める。また、避難活動の実施にあたっては、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や男女のニーズの違い等に十分配慮した対応を行うものとする。

### 第1項 避難準備情報、避難勧告・指示並びに伝達

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特にその必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告し、または急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示する。その詳細は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

### 第2項 避難誘導及び移送

避難者のための立退きの誘導は、警察関係機関の協力のもと“福祉班”及び“消防班”が行う。その詳細は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

### 第3項 避難所の開設

避難所の開設は、災害対策本部の指揮のもと“総括班”が行う。その詳細は、一般災

害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。

#### 第4項 避難行動要支援者等を考慮した避難対策

避難行動要支援者の避難等の支援等を行うため、行橋市避難行動要支援者支援計画に基づきつつ、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設け、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。その詳細は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第4節「避難計画」に準ずる。